



安心して荷物を運ぶために

- 荷主さん** 特殊車両の積載や重量の超過を防止し、適切な積載を行います。
- 運送事業者さん** 運送の進行に必要な特殊車両通行申請を。
- ドライバーさん** 積載量や重量を適切に、あらかじめ通行規制などの確認を。

早い、簡単、便利な「特殊車両通行確認制度」の活用を!  
**10月は「大型車通行適正化推進月間」**  
 — 重量違反車両等の取締りを強化しています —



「関東地域連絡協議会」のHPはコチラ



「関東地域連絡協議会」のSNS  
 「特車情報X」はコチラ



### 『10月は「大型車通行適正化推進月間」』

東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の関係企業団体・関係行政機関・道路管理者で構成する「大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)」では、老朽化が進む道路構造物を守るため、重量違反の大型車両の走行抑止を目的に、広報活動を中心とした取組を継続的に実施しています。10月の「大型車通行適正化推進月間」(以下、「推進月間」という。)では、特に荷主を対象とし、特殊車両通行制度を遵守することの重要性を周知するために活動を行います。また、今年度の新たな取組みとして、各道路管理者で予定している取締りを取締強化月間である10月に集中して行うことにより、違反車両の更なる抑止を図って参ります。

令和4年4月から手続きが早い・簡単・便利な「特殊車両通行確認制度」の運用を開始しております。この「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」に則り、引き続き大型車の通行適正化にご協力をお願い致します。

重量違反は、道路を傷めるだけでなく、他の道路利用者やドライバー自身の命にも関わる危険な行為です。『重量守り、道路を守ろう』の取組推進にご協力をお願い致します。

#### ■推進月間における主な活動予定

- ・地方貨物自動車運送適正化事業実施機関を通じた啓発活動
- ・荷主や工事発注部署への啓発活動
- ・10月25日～10月27日に複数局にてラジオ広報
- ・連絡協議会委員に加えて工事受注者も含めたポスターの一斉掲示

(事務局)国土交通省関東地方整備局 道路部 交通対策課